

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳												郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円				
民事訴訟	通常訴訟	10					10	12	10		10	20	8200円 ※1 郵便料を予納金で納付する 場合、郵便切手で納付する 場合は不要。	8000円 ※1 予納金の場合は、裁判所に 申立て後、裁判所から発行 される「保管金提出書」によ り納付してください。納付の 際、電子納付利用者登録を されている方は電子納付の 利用も可能です。		
民事調停	民事調停	4					5	10	10		15	10	4450円 ※1に同じ。	5000円 ※1に同じ。	※2に同じ。	
民事執行	担保不動産競売申立て												0円	不動産1筆の場合 41万円 不動産2筆の場合 46万円 不動産2筆を超える場合 1筆増えるごとに46万円に 3万円を加算する。 マンションの場合 1専有区分ごとに2筆 (敷地と建物)として扱う。 特別代理人選任申立てをす る場合 上記に5万円を加算する。	郵便切手は不要。必要に応 じて予納金から支出します。 ※2に同じ。	
	強制競売申立て												0円	不動産1筆の場合 41万円 不動産2筆の場合 46万円 不動産2筆を超える場合 1筆増えるごとに46万円に 3万円を加算する。 マンションの場合 1専有区分ごとに2筆 (敷地と建物)として扱う。 特別代理人選任申立てをす る場合 上記に5万円を加算する。	郵便切手は不要。必要に応 じて予納金から支出します。 ※2に同じ。	
	担保不動産収益執行申立て												0円	91万円 特別代理人選任申立てをす る場合 上記に5万円を加算する。	同上	
	形式的競売申立て												0円	不動産1筆の場合 41万円 不動産2筆の場合 46万円 不動産2筆を超える場合 1筆増えるごとに46万円に 3万円を加算する。 マンションの場合 1専有区分ごとに2筆 (敷地と建物)として扱う。 特別代理人選任申立てをす る場合 上記に5万円を加算する。	同上	
	自動車競売申立て												0円	自動車1台につき11万円 特別代理人選任申立てをす る場合 上記に5万円を加算する。	同上	
	債務名義に基づく債権差押え	4	1					10		1		1	3520円		左記の料金は、債務者及び 第三債務者が1名ずつの額 です。 債務者が1名増すごとに 1220円を追加してくださ い。 (内訳) 500円2枚、110円 2枚 第三債務者が1名増すごと に1750円を追加してくださ い。 (内訳) 500円2枚、350円 1枚、110円3枚、50円1 枚、20円1枚	
	養育費等に基づく債権差押え	4	1					10		1		1	3520円		同上	
	財産開示												0円	7000円	郵便切手は不要。必要に応 じて予納金から支出します。 ※2に同じ。	

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
	情報取得												0円	不動産の場合 6000円 給与債権の場合 6000円 預貯金債権等の場合 4500円	郵便切手は不要。必要に応じて予納金から支出します。 給与債権の場合は、第三者が1名増すごとに1500円を追加してください。 預貯金債権等の場合は、第三者1名増すごとに3500円を追加してください。 ※21に同じ。
	強制管理申立て												0円	91万円 特別代理人選任申立てをする場合 上記に5万円を加算する。	郵便切手は不要。必要に応じて予納金から支出します。 ※21に同じ。
保全	債権仮差押	4					5	5	10		10	10	3850円		左記の料金は、第三債務者が1名の場合で、債権者（代理人）が交付送達を受けることができる場合です。 第三債務者が1名増すごとに1650円を追加してください。 （内訳）500円2枚、100円5枚、20円5枚、10円5枚 債権者（代理人）が交付送達を受けることができない場合は2550円を追加してください。 （内訳）500円4枚、100円5枚、10円5枚
	不動産仮差押・仮処分（処分禁止）	4					5	4	6		15	15	3700円		
	不動産仮処分（占有移転禁止）	4					5	4	6		15	15	3700円		
保護命令	保護命令	4					8	3				14	3320円		
労働審判	労働審判	4					5	10	10		15	10	4450円	5000円 ※1に同じ。	※21に同じ。
人身保護	人身保護	10					12			10	10	8	7000円	7000円 ※1に同じ。	※21に同じ。
商事非訟	清算人選任	2					8	8	5		5	18	3210円		

手数料・郵便切手一覧表（R7.10.1～）

青森地方裁判所本庁・管内支部

		申立手数料 (収入印紙)	郵便切手
破産	自己破産申立て	法人 1000円	110円 × (債権者数 + 滞納公租公課庁数 + 20) 枚 10円 × 10 枚
		個人 1500円 (破産申立手数料 1000円・ 免責申立手数料 500円)	弁護士が代理人かつ裁判所で交付送達を受ける場合 110円 × (債権者数 + 滞納公租公課庁数 + 5) 枚 上記以外の場合 110円 × (債権者数 + 滞納公租公課庁数 + 20) 枚 10円 × 10 枚
	債権者申立て	20000円	500円 × 6 枚 110円 × (債権者数 + 滞納公租公課庁数 + 30) 枚 10円 × 10 枚
通常再生		10000円	内訳は申立先の裁判所へお問い合わせください。
個人再生		10000円	弁護士が代理人かつ裁判所で交付送達を受ける場合 110円 × (債権者数 × 2 + 5) 枚 上記以外の場合 110円 × (債権者数 × 2 + 20) 枚 10円 × 10 枚

※ 申立先が八戸支部及び五所川原支部の場合には、郵便切手の内訳について個別にお問い合わせください。